

青森市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の一部改正により、これまで法第50条第2項の規定により、都道府県（中核市を含む。）が条例で定めるべきとされていた、食品等事業者が公衆衛生上講ずべき措置に関する基準について、法令において規定することになった（令和2年6月1日施行）。

そのため、基準を定めていた青森市食品衛生法施行条例（平成18年青森市条例第49号。以下「条例」という。）について改正するものである。

食品衛生法改正の理由：これまで各自治体の条例に委ねられていた衛生管理の基準を法令に規定することで、地方自治体による運用を平準化することを目的としている。

2 条例の改正内容

条例第3条（公衆衛生上講ずべき措置に関する基準）、別表第一及び第二（第3条関係）を削る。

3 施行期日

令和2年6月1日

※令和3年5月31日までは、食品等事業者が遵守すべき基準について、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条の規定により、条例の施行について経過措置期間を設ける。